

佐賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第五十二号

佐賀県税条例の一部を改正する条例

第一条 佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の三中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第五十六条の十一第一項中「納付された譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額」を「法第七十二条の百十四第一項に規定する合算額の十七分の十」に、「第七十二条の百十四」を「第七十二条の百十四第一項」に、「同条」を「同項」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「あん分する」を「按分する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 県は、法第七十二条の百十四第一項に規定する合算額の十七分の七に相当する額に、同条第二項の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、前項の人口に按分して交付するものとする。

第二条 佐賀県税条例の一部を次のように改正する。

第五十六条の三中「六十三分の十七」を「七十八分の二十二」に改める。

第五十六条の十一第一項中「十七分の十」を「二十二分の十」に改め、同条第二項中「十七分の七」を「二十二分の十二」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第三条の規定は、平成二十七年十月一日から施行する。

（第一条の規定による佐賀県税条例の一部改正に伴う経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の佐賀県税条例の規定中地方消費税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業者（佐賀県税条例第五十六条の二第一項に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六

十三年法律第百八号) 第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。) 及び施行日以後に保稅地域(同項第二号に規定する保稅地域をいう。以下同じ。) から引き取られる課税貨物(同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。) に係る地方消費税について適用し、施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日前に保稅地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

(第二条の規定による佐賀県条例の一部改正に伴う経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の佐賀県条例の規定中地方消費税に関する部分は、附則第一条ただし書に定める日(以下「一部施行日」という。)以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び一部施行日以後に保稅地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日から一部施行日の前日までの間に保稅地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

第一条（佐賀県税条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（地方消費税の税率）</p> <p>第五十六条の三 地方消費税の税率は、六十分の十七とする。</p> <p>（地方消費税の市町に対する交付）</p> <p>第五十六条の十一 県は、法第七十二条の百四十四第一項に規定する合算額の十七分の十に相当する額から前条の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額に、法第七十二条の百四十四第一項の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町の人口及び統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町の従業者数に按分して交付するものとする。</p> <p>2 県は、法第七十二条の百四十四第一項に規定する合算額の十七分の七に相当する額に、同条第二項の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、前項の人口に按分して交付するものとする。</p> <p>3 第一項の場合においては、市町に対して交付すべき額の二分の一の額を同項の人口で、他の二分の一の額を同項の従業者数で按分するものとする。</p>	<p>（地方消費税の税率）</p> <p>第五十六条の三 地方消費税の税率は、百分の二十五とする。</p> <p>（地方消費税の市町に対する交付）</p> <p>第五十六条の十一 県は、納付された譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第二項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額に相当する額から前条の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額に、法第七十二条の百四十四の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同条の規定により他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町の人口及び統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町の従業者数にあん分して交付するものとする。</p> <p>2 前項の場合においては、市町に対して交付すべき額の二分の一の額を同項の人口で、他の二分の一の額を同項の従業者数であん分するものとする。</p>

第二条（佐賀県税条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>（地方消費税の税率）</p> <p>第五十六条の三 地方消費税の税率は、<u>七十二分の二十二</u>とする。</p> <p>（地方消費税の市町に対する交付）</p> <p>第五十六条の十一 県は、法第七十二条の百十四第一項に規定する合算額の<u>二十二分の十</u>に相当する額から前条の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額に、法第七十二条の百十四第一項の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の<u>二分の一</u>に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町の人口及び統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町の従業者数に按分して交付するものとする。</p> <p>2 県は、法第七十二条の百十四第一項に規定する合算額の<u>二十二分の十二</u>に相当する額に、同条第二項の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の<u>二分の一</u>に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、前項の人口に按分して交付するものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>（地方消費税の税率）</p> <p>第五十六条の三 地方消費税の税率は、<u>六十分の十七</u>とする。</p> <p>（地方消費税の市町に対する交付）</p> <p>第五十六条の十一 県は、法第七十二条の百十四第一項に規定する合算額の<u>十七分の十</u>に相当する額から前条の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額に、法第七十二条の百十四第一項の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の<u>二分の一</u>に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、前項の人口に按分して交付するものとする。</p> <p>3 略</p>